破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２４年（フ）第５５６９号
東京都新宿区百人町２丁目12番10号
債務者　トータルシステム株式会社
代表者代表取締役　滝本　猛夫
1　決定年月日時　平成24年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂口季久夫
4　破産債権の届出期間　平成24年６月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月20日午後３時

東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５５７０号
東京都八王子市北野町534番地12
債務者　中央建設株式会社
代表者代表取締役　滝本　猛夫
1　決定年月日時　平成24年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂口季久夫
4　破産債権の届出期間　平成24年６月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月20日午後３時

東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５４５６号
東京都千代田区外神田１丁目14番７号
債務者　株式会社エフ商会
代表者代表取締役　植村　　勉
1　決定年月日時　平成24年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　成田　慎治
4　破産債権の届出期間　平成24年６月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月24日午後２時30分

東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５４５７号
東京都千代田区外神田３－１－９　赤塚ビル１階、商業登記簿上の本店所在地東京都千代田区外神田１丁目14番７号
債務者　株式会社セカンド・ステージ
代表者代表取締役　植村　　勉
1　決定年月日時　平成24年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　成田　慎治
4　破産債権の届出期間　平成24年６月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月24日午後２時30分

東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２４８号
仙台市青葉区愛子中央３丁目23番１号
債務者　有限会社サトー商会
代表者代表取締役　佐藤　　正
1　決定年月日時　平成24年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小野　浩一
4　破産債権の届出期間　平成24年６月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月21日午前10時10分

仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第２４５７号
東京都港区芝大門２丁目２番２号、旧本店所在地東京都渋谷区恵比寿３丁目５番５号
債務者　有限会社ダルク
代表者取締役　梶山　和宏
1　決定年月日時　平成24年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　笹倉　興基
4　破産債権の届出期間　平成24年６月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月１日午前10時

東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４０２４号
東京都港区虎ノ門４丁目３番１号
債務者　モバイルキャスト株式会社
代表者代表取締役　赤池　英二
1　決定年月日時　平成24年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　増田　充俊
4　破産債権の届出期間　平成24年６月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月21日午前10時30分

東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４０２５号
東京都目黒区八雲４丁目８―11
債務者　赤池　英二
1　決定年月日時　平成24年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　増田　充俊
4　破産債権の届出期間　平成24年６月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月21日午前10時30分

東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４２５９号
栃木県那須郡那須町大字高久丙1796番地８
債務者　有限会社安愚楽の里
代表者取締役　田副　暢宣
1　決定年月日時　平成24年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　神原　千郷
4　破産債権の届出期間　平成24年６月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月30日午後４時30分

東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４９０９号
東京都板橋区坂下１丁目29番７―512号　志村スカイハイツ
債務者　有限会社東京水道工業所
代表者取締役　竹内　啓夫
1　決定年月日時　平成24年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　二瓶　紀子
4　破産債権の届出期間　平成24年６月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月20日午前11時

東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４９１５号
東京都荒川区西尾久２丁目14番16号
債務者　株式会社ワイ・シー・アール
代表者代表取締役　大塚　吉照
1　決定年月日時　平成24年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　横内　亮二
4　破産債権の届出期間　平成24年６月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月20日午後２時

東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４９４１号
東京都江戸川区南小岩７丁目14番20号
債務者　株式会社リ・マーク
代表者代表取締役　水口　正安
1　決定年月日時　平成24年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　難波　　満
4　破産債権の届出期間　平成24年６月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月20日午前10時

東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４９５４号
東京都練馬区高野台１丁目10番３―303号、商業登記簿上の本店所在地東京都練馬区豊玉北５丁目14番２号
債務者　有限会社凌雲
代表者代表取締役　五十嵐堅作
1　決定年月日時　平成24年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山口　太郎
4　破産債権の届出期間　平成24年６月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月19日午後２時

東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４９７０号
東京都墨田区向島２丁目７番８号
債務者　株式会社白兵衛
代表者代表取締役　工藤　美道
1　決定年月日時　平成24年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　清水　　徹
4　破産債権の届出期間　平成24年６月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月19日午前10時

東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４９７４号
東京都足立区竹の塚２丁目29番14号
債務者　株式会社のんのこ
代表者代表清算人　星野保也一
1　決定年月日時　平成24年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三ヶ尻一郎
4　破産債権の届出期間　平成24年６月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月19日午前10時

東京地方裁判所民事第20部